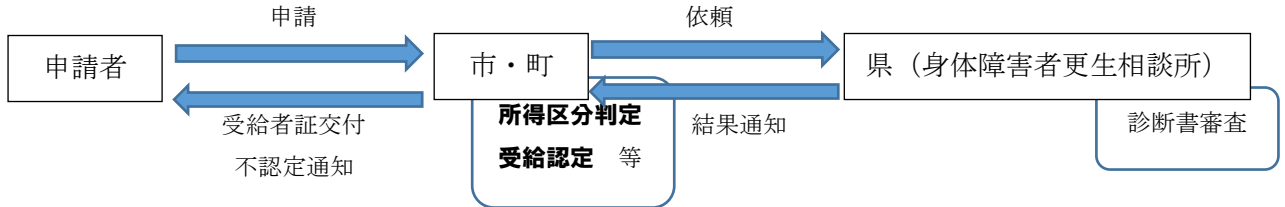


〈補足資料〉

1 関係する制度とその流れ

① 更生医療

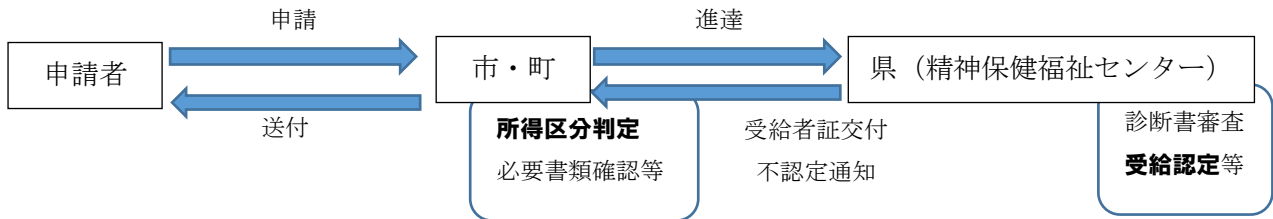
更生医療は、身体障害者福祉法第 4 条に規定する身体障害者で、その障害の除去・軽減する手術などの治療によって確実に効果が期待できる 18 歳以上の人に対して、更生のために必要な医療費の支給を行うもの



厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知（平成 18 年 3 月 3 日付障発 0303002 号）「自立支援医療費の支給認定について」の別紙 3 「自立支援医療費（更生医療）支給認定実施要綱」において、市町村長は、『受給者証の交付に当たっては、「世帯」の所得状況（中略）に基づき、（中略）自立支援医療費支給認定通則実施要綱第二に定める負担上限額の認定を行った上で、施行通則の定めるところにより、受給者証を交付すること。』

② 精神通院医療

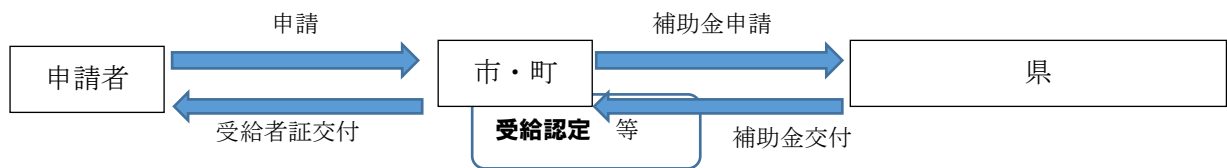
精神障害者を対象に統合失調症などの精神疾患があり、通院による精神医療を継続的に要する病状にある人に対して、通院して治療を受けることにかかわる医療費の支給を行うもの



厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知（平成 18 年 3 月 3 日付障発 0303002 号）「自立支援医療費の支給認定について」の別紙 4 「自立支援医療費（精神通院医療）支給認定実施要綱」において、『申請書は、受給者の居住地を管轄する市町村長に提出するものとする。提出を受けた市町村においては、申請書、添付資料等を確認の上、該当する所得区分等を記入して都道府県に進達するものとする。』

③ 福祉医療費

県と市町で障害者の医療費の一部を助成するもの



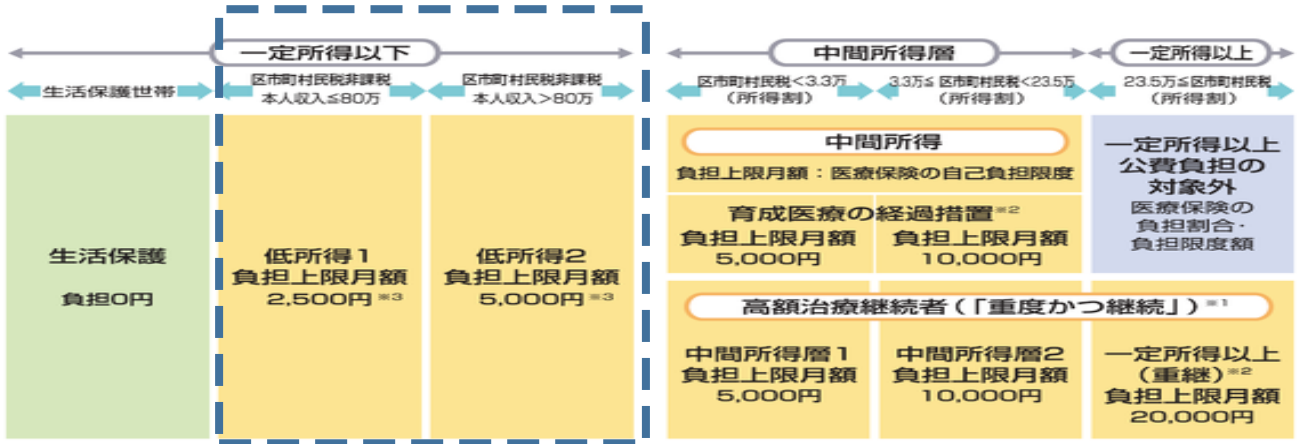
2 各制度における費用負担イメージ

			福祉医療費
低所得 1	国民健康保険等 (7割)	更生医療 精神通院医療 (原則 2割)	自己負担 負担上限 2,500円
	国民健康保険等	更生医療 精神通院医療	自己負担 負担上限 5,000円
低所得 2			福祉医療費

3 所得区分判定の方法

市町村民税世帯非課税世帯における自立支援医療の自己負担上限額は、下記の収入の合計金額が 80 万円以下の場合に低所得 1（負担額上限額：2,500 円/月）に該当し、80 万円を超える場合は低所得 2（負担額上限額：5,000 円/月）に該当する。

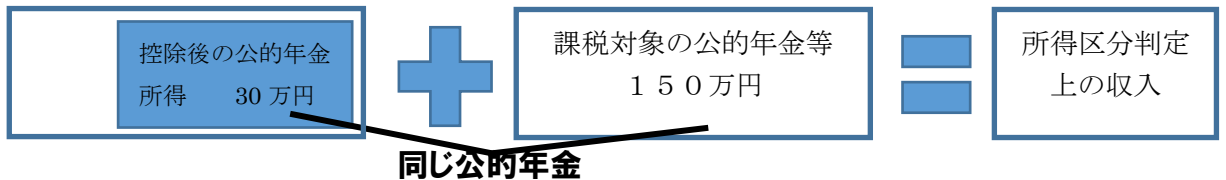
- (A) 地方税法上の合計所得金額（総所得金額（控除された給与・公的年金等）、退職所得金額及び山林所得金額の合計）
- (B) 所得税法上の公的年金等の収入金額（国民年金、厚生年金等）
- (C) その他厚生労働省令で定める給付（特別児童扶養手当等）



4 主な誤り事例

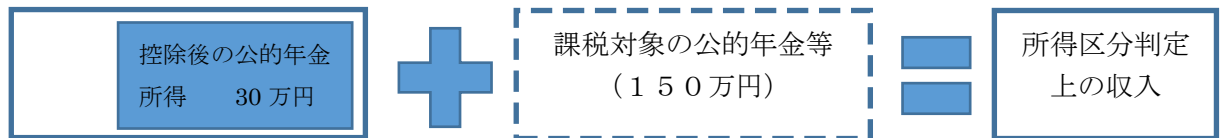
公的年金 150 万円の収入のみがある場合

- 〈正〉 (A) 地方税法上の合計所得金額 150 万円 - 120 万円 (※) = 30 万円 (B) 所得税法上の公的年金等の収入金額 150 万円



※地方税法上の公的年金控除額が 120 万円の場合（令和 2 年より控除額は変更）

- 〈誤〉 (A) 地方税法上の合計所得金額 150 万円 - 120 万円 = 30 万円 (B) 所得税法上の公的年金等の収入金額 計上せず



例えば公的年金 150 万円の収入のみがある場合、(A) 地方税法上の合計所得金額において、公的年金収入 150 万円から控除額 120 万円を差し引いた 30 万円を、(B) 所得税法上の公的年金等の収入金額において、公的年金収入 150 万円をそのまま計上し、所得区分判定上の収入を 180 万円と算定すべきところを、誤って (B) 所得税法上の公的年金等の収入金額 150 万円を計上せず、所得区分判定上の収入を 30 万円と算定していた。